

# アドバイザー制度に関する実施要綱

平成24年4月1日制定

平成29年1月27日改正

(公社)熊本県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「協会」という。)にアドバイザー制度を設けることにより、会員(協会及び協会に所属する会員事業者をいう。以下同じ)の法律、企業経営及び労務管理に関する相談に対し、必要な専門的助言等を行うことで、会員の適正な企業経営に資することを目的とする。

## (委託)

第2条 協会は、会員が相談を行う次の事項について、アドバイザーへ業務を委託する。  
なお、アドバイザーについては、別表1のとおりとする。

- (1) 法律に関する事項(訴訟事案、訴訟事案に発展する恐れがある事案等)
- (2) 企業経営に関する事項(企業コンサルティング全般)
- (3) 労務管理に関する事項(労務管理全般)

## (運用)

第3条 会員からの相談事項に対する対応は、次のとおりとする。

- (1) 法律に関する事項については、その都度、協会事務所、アドバイザー事務所等で対応する。
- (2) 企業経営及び労務管理に関する事項については、その都度、協会事務所、アドバイザー事務所等で対応することとし、各支部が主催する講習会後に対応することもできる。

## (手続き)

第4条 会員からの相談事項の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 法律に関する事項については、事案の概要を記載した内容を(別紙様式1)により事前に郵送等にてアドバイザーに提出する。その際、会員は協会に対しても、相談事項の種別について連絡を(別紙様式1)により行うものとする。
- (2) 企業経営及び労務管理に関する事項については、事案の概要を記載した内容を(別紙様式1)により事前に郵送等にてアドバイザーに提出する。その際、会員は協会に対しても、相談事項の種別についての連絡を(別紙様式1)により行い、連絡を受けた協会は支部へ連絡を行うものとする。

(費用負担等)

第5条 相談費用のうち、初回相談費用については、別表2のとおりとし、全額を協会が負担する。

いずれの相談についても、2回目以降の継続相談の費用については、会員の負担とする。また、初回の相談に要する時間は1件当たり1時間以内とする。

(協会の関与)

第6条 協会は、相談者とアドバイザーの連絡調整を図ることとし、アドバイザーが行った助言については、関与しないものとする。

(秘密の保持)

第7条 何人も本要綱に基づく相談で知り得た情報については、第三者への情報漏えいがないよう秘密を保持しなければならない。

(予算額)

第8条 当該年度における交付金予算の範囲内で執行する。

(実施期間)

第9条 当該年度4月1日～翌年3月31日までとする。

附則 この要綱は、平成29年2月1日より適用する。

別表1(第2条関係)

相談事項	職種	氏名	連絡先住所等
(1) 法律に関する事項 (訴訟事案に発展する恐れがある事案等)	弁護士 (アドバイザー実績者)	北里 敏明氏	〒860-0822 熊本市中央区本山町 119 TEL: 096-375-3888 FAX: 096-375-3889 E-mail: law@kitazato.net
	弁護士	江越 和信氏	〒860-0843 熊本市中央区草場町 4-20 富士火災熊本ビル7階 TEL: 096-324-1070 FAX: 096-324-1091
(2) 企業経営に関する 事項(企業コンサルティング全般)	中小企業診断士 社会保険労務士	(株)近代経営研 究所 (2)企業経営 松崎 武則氏 (3)労務管理 伊牟田 記代子氏	〒861-8006 熊本市北区龍田 3-32-18 TEL: 096-227-6000 FAX: 096-337-3355 URL <a href="http://www.kinkei-ne.jp">http://www.kinkei-ne.jp</a>
	(3) 労務管理に関する 事項(労務管理全般)	運送会社の管理者育成と安全 教育、ドライバー研修や管 理者勉強会の企画と講師対 応、企業向け交通安全対策 の企画と実施、中小企業診断 士による経営診断業務 熊本県トラック協会の労働セミ ナーの講師としての実績	〒530-0012 大阪市北区芝田 1-4-17 梅田エステートビル8階 TEL: 06-6136-7518 FAX: 06-6136-7519 <a href="http://www.prodecube.com/">http://www.prodecube.com/</a>
	経営コンサルタント 物流事業に関する許認可申 請及び労務管理のコンサルテ ィング、熊本県トラック協会の 労働セミナーの講師としての 実績	(株)瀧澤・佐藤 事務所 代表取締役 (瀧澤 学氏)	〒136-0071 東京都江東区亀戸 1-16-8 鯨岡第一ビル4階 TEL: 03-6807-0740 FAX: 03-6807-0840

別表2(第5条関係)

相談事項	費用
(1) 法律に関する事項(訴訟事案に発展する恐れがある事案等)	1時間当たり1万円(税込)
(2) 企業経営に関する事項(企業コンサルティング全般)	①協会で行う場合には1時間当たり4千円(税込) ②支部での講習会時の対応については、講習会費に含むこととする。
(3) 労務管理に関する事項(労務管理全般)	①協会で行う場合には1時間当たり4千円(税込) ②支部での講習会時の対応については、講習会費に含むこととする。

注1 初回相談の交通費は、協会負担とする。

注2 上記(2)及び(3)についての業務が、支部講習会開催等の後に引き続いて行われる場合の交通は支給しないものとする。